

根拠法規：外国為替の取引等の  
報告に関する省令

主務官庁：財 務 省

対外直接投資に係る証券の取得に関する報告書

財 務 大 臣 殿

(日本銀行経由)

報告年月日： \_\_\_\_\_

報 告 者：

氏名又は名称及び

代表者の氏名 \_\_\_\_\_

住所又は所在地 \_\_\_\_\_

職業又は業種 \_\_\_\_\_

責任者の氏名 \_\_\_\_\_

担当者の氏名(電話番号) \_\_\_\_\_

1 取 相 引 手 の 方	(1) 氏名又は名称	
	(2) 住所又は所在地	
2 投 資 先 の 概 要	(1) 名称及び所在地 (該当分に○)	イ 上記1に同じ    ロ その他(具体的に記入すること。)
	(2) 資本金(取得後)	
	(3) 事業内容	
3 取 得 の 時 期 等	(1) 取得する証券 種 類 (該当分に○)	イ 株式・出資の持分    ・設立・増資・発行済
		ロ 社債(普通・転換)
		ハ その他(具体的に記入すること。)
	(2) 取得年月日	
(3) 支払年月日		
4	その他の事項	

(記入要領)

- 1 西暦により記入すること。

- 2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。
- 3 「1 取引の相手方」欄中「(2) 住所又は所在地」欄には、所在国名（国に該当しない場合は地域名）のみの記入とすることで差支えない。
- 4 「2 投資先の概要」欄中「(1) 名称及び所在地」欄の所在地には、所在国名（国に該当しない場合は地域名）のみの記入とすることで差支えない。なお、「(2) 資本金」欄には、原通貨をもって記入し、「(3) 事業内容」欄には、定款に従って主要事業内容を簡潔に記入すること。
- 5 「3 取得の時期等」欄中「取得の対価」欄には実際の取引通貨をもって記入すること。
- 6 「3 取得の時期等」欄中「(2) 取得年月日」欄は、支払を行った日を提出期限の起算日とする場合は、記入を要しない。
- 7 「4 その他の事項」欄には、資金使途が再投資資金の場合は、再投資先の①名称、②所在国又は地域、③出資比率（投資先から再投資先への出資比率が10%以上かどうか。）及び④事業内容を記入すること。
- 8 一括して報告をする場合は、2通目以降の報告書の「報告者」欄には、「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄を除き記入を要しない。

(日本産業規格 A 4)